

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 25 (99. 6. 12)
事務局 TEL 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

5月19日徳山ダム裁判初審理開かれる

次回は8月18日(13時:岐阜地裁)

岐阜県の工業用水の違法支出差し止めを求める住民訴訟(被告:岐阜県知事等)では三浦真智さんが、事業認定処分取消を求める行政訴訟(被告:建設大臣)では上田武夫さんが、それぞれ原告を代表して陳述を行いました(別紙参照)。

この日に被告からの答弁書も出ました。住民訴訟では、岐阜県側は「徳山ダム建設事業は国が決めた。県は支払いを拒むことができない。被告適格がない」というものでした。長良川河口堰における同様の訴訟(愛知県・三重県)でも「義務だからやむをえない」という反論ですが、岐阜県のは一番ひどいようです。行政訴訟では、建設省は正面から「争う」とのことで、中身のある論戦になることを期待しています。

「徳山ダム建設は天然記念物イヌワシに影響」判明

クマタカの育雛の巣のそばでダム関連工事

工事を一時中断、確認調査、そして工事再開

マスコミなどでも大きく取り上げられた通り、クマタカ("Fつがい")が育雛をしている巣の近くにダム工事の土砂捨て場が設けられ、危うく親鳥が巣を放棄するところでした(5月23日、育雛確認。その後は確認できず)。公団は、連絡を受けてから2週間後によく「工事の一時全面中断」を発表したものの、その内容は5日間の再確認調査、という「おためごかし」で、6月9日には、当該箇所を含む2カ所の期限付き中断と継続調査の10カ所を除いた19カ所で、工事を再開しました。

6月11日、公団は「イヌワシ1つがいとクマタカ8つがいの行動圏が、徳山ダム建設事業地にかかっている」ことを正式に認めました。「水没予定地に巣はないから、工事を慎重に進めさえすれば良い」としていたこれまでの無謀な見解では通らなくなりつつあります。(6月12日付け「声明」参照)

今回の「クマタカ問題」の経過

- ☆5月初め、鳥の写真マニアの間で「育雛中のクマタカがいる」という噂が広がる。
- ☆5月12日、日本野鳥の会岐阜県支部西濃ブロックの会員が営巣を確認し、公団に連絡。
- ☆5月13日、公団職員も確認。
- ☆5月18日、公団はその場の工事を一時中止(14、15日は工事を継続)。
- ☆5月23日、当会会員と野鳥の会岐阜県支部会員が再度確認に行く。
- ☆5月25日、当会として、公団に工事の全面中止と詳しい調査を申し入れる。
- ☆5月27日、公団「工事の一時全面中止」と発表。「1週間程度の再確認を行う」。28日、当会として批判声明を出す。
- ☆5月31日、公団、5日間の調査開始。
- ☆6月8日、公団「一部を除き、工事を再開

する」と発表。当会として批判声明を出す。
☆6月11日、公団「イヌワシ1、クマタカ
8のつがいの行動圏が、事業地にかかっている

る」「クマタカ8つがいのうち、2つがいの
抱卵・抱雛を認め、うち1つがいは繁殖失敗」
と発表。

声 明

6月11日、水資源開発公団は、徳山ダム建設予定地での大型猛禽類の3年間の調査について、「事業に関連するのは、イヌワシ1つがい、クマタカ8つがいである」と発表した。

(1) 建設事業に直接関係する大型猛禽類が、このように多数存在しながら、公団は「影響は少ない」等として工事を進め、Fつがいのような事態を引き起こした。さらにその反省もなく、工事を再開している。重ねて強く抗議する。

(2) クマタカの繁殖成功率は、急激に落ちているが、その中でも、調査対象8つがいの全てについて、最終的に繁殖成功が確認できていないということは、この地域のクマタカが絶滅に瀕しているおそれを強く感じさせる。その原因を突き止め、絶滅をくい止めるためにも、直ちに一切の工事を中断し、数年をかけた十分な調査を行うよう、関係諸機関に強く求める。

(3) 天然記念物であるイヌワシの行動域が、事業地域にかかることが判明した。その保護策は単に工事の時期や方法に配慮することで済まされるものではない。今こそ事業中止を含めた抜本的な見直しを強く要求する。

(4) 生態系保全について、国際的な責務を持つ日本政府の責任官庁としての環境庁の積極的・能動的な関与を強く求める。

少なくともアセスメント新法の精神に則った環境影響評価を、徳山ダム建設事業についても行い、事業の可否まで含めて、公正に再検討すべきである。

イヌワシ・クマタカなどの大型猛禽類に象徴される自然生態系の保全は、人間が生存していくための必須の条件であることは、多くの人々の認識するところとなりつつある。今こそ、徳山ダム建設を前提とすることなく、環境保全を重視する立場からの真の見直しを、広く関係者に訴える。

1999年6月12日

徳山ダム建設中止を求める会
運営委員一同

6月23日 国会議員ヒアリングと要請行動

いよいよ徳山ダム裁判も始まり、私たちの反撃も本格化してきました。ときあたかも、水資源公団が大型猛禽類保護について明白な誤りを犯していたことも判明しました。当会運営委員会として、東京に赴き、「公共事業チェックを実現する議員の会」による国会議員ヒアリングと建設省・環境庁要請行動を行います。詳しい内容等は調整中ですが、ご参加頂ける方はよろしくお願いたします（事務局にご連絡下さい）。また、国会議員にお知り合いがありましたら、よろしくお願いたします。

6月23日（水） 13時から15時 衆議院第1議員会館 第4会議室

岐阜県収用委員会 本質を表す？

6月12日
中日新聞→

旧徳山村の地権者に対して、公団が行っている裁決申請を審理する岐阜県収用委員会は、5月31日に現地調査、6月8日に第2回審理を行いました。

鵜情



「権威」が目に見える瞬間だ。しかし強盗殺人事件の被告が、いたずらに殺意を否認して裁判が長引いても、裁判官の語り口調で、土地買収に心しなかつた土地所有者一人に対して、収用委員会が続けられていく。先日第二回審理で、収用委員長は「トチの木は（空を）飛んで来たわけではない。個人の発言は、会長個人の立場そのものを疑わせる可能性があるだけに、軽率のそしりを免れないだろう。」

公正な第三者貫け！

別な県で裁判所の担当だったことがある。民事・刑事の裁判を週数回ずつ傍聴し、何かニュースがあれば記事にするのが仕事だ。法廷での裁判官の席は常に穏やか。権威を高める人廷儀式とは対照的に、裁く者としての立場を感じさせないこの態度には感心した。

裁判官の 徳山タムの建設をめぐり、公団と対立する土地所有者（岐阜総局 M・I）

夏の 徳山村 キャンプ



とき：8月21日（土）
～22日（日）
ところ：徳山村門入地区
昨年と同様、バーベキューで楽しめます。
集合：21日
12時半＝大垣駅北口
13時＝揖斐川総合庁舎
参加費：4000円
詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

公団、地権者への「アリバイ」訪問を繰り返す

集団・公開協議拒否？ 再回答を求めています。

公団は、6月に入ってまた、共有トラスト参加者への訪問攻勢を強めています。昼間に地権者の自宅を「アポ無し」訪問するのが今のパターン。留守を承知での押し掛けです。回数を稼いで収用委員会への言い訳にするのでしょう。

また、公団は、私たち（35名連名）の集団・公開協議申し入れに対して、以下のような、回答にならない回答を35名分、連絡先＝近藤の下に送付してきました。

土地の譲渡について

4月27日付け、5月11日及び5月26日付けで申し入れのありましたことにつきまして、当公団としましては、用地の売買の協議は、個人の財産に関わることでありますので、従前から直接地権者と協議させていただいております。それにより個人の財産権とプライバシーに対する配慮が可能になるものと考えております。

行政訴訟＝上田武夫

徳山ダムの建設計画は、閣議決定から四半世紀、徳山村の廃村から12年がたちました。しかし今では、着工を見合わせるべき時期にきています。2540億円もの莫大な事業費をあてての「水資源開発と治水」という目的は、もはや説得力を失っています。新規利水の需要がないうえ、ダムによる揖斐川の洪水対策の効果はありません。さらに、絶滅危惧種のイヌワシ、クマタカが棲息する環境が破壊されようとしています。このため、公益性と合理性は失われてしまっています。

四年前に長良川の河口堰が完成したものの、水の売り先がなく、自治体は堰建設費の負担に悲鳴をあげています。その上、さらに徳山ダムを建設しても、水需要の見通しはたちません。開発水量は、毎秒十二トン。名古屋市と同じ規模の都市が使う水の量にあたります。その名古屋市が水利権の半分を返上していますから、徳山ダムによる水需要は、とても見込めません。それどころか、水開発に伴う負担は、受益者である住民が背負わされることとなります。

大垣市の水道は、豊富な地下水が水源ですから、安全で、おいしくて、安い。ところが、徳山ダムが完成すると、この地下水の水源を放棄して、まずくて、環境ホルモンによって汚染された危険な水を、高い料金を支払って飲まなくてはなりません。(県は「水源転換対策費」として750万円を計上しています) 地下水は、大垣市民の生命を育み、暮らしを豊かに支えてきています。濁水に見舞われた平成六年、揖斐川は涸れましたが、地下水に異常はなく、安定した市民生活を送ることができました。

ダムによる治水効果はありません。上流から流れ込む土砂によって埋まり、自然を破壊します。ダムが唯一、最良の洪水調節手段であるとするのは幻想に過ぎません。戦後の揖斐川における主な洪水は六回。うち三回は、内水氾濫によるものです。破堤を見たのは昭和34年8月と9月、昭和51年9月。この三回とも、溢水によるものではありません。堤防の弱体化した部位が決壊したものです。

その都度、決壊した部位を補強し整備することで、対処されてきています。これらの様子から見て、揖斐川本流の水位低下を図ることで水害が防げるとは考えられません。対策としては、排水機を整備することであり、堤防の構造的欠陥をもつ部位を強化することであり、支派川の改修や浚渫、森林の保全などによって、総合的な治水対策を、水害が起こる前に施しておくことにあります。

ダム計画地点には、絶滅危惧種のイヌワシが四番い、クマタカが十四番い、棲息しています。これから先も、食物連鎖の頂点にたつイヌワシ、クマタカの繁殖を可能にさせるには、餌場の確保が不可欠の条件となります。イヌワシの営巣中心域は集水域ですが、餌場としている高利用域は湛水域に及んでいます。十四番いの半数の繁殖が確認されているクマタカは、営巣中心域、高利用域、ともにその範囲が湛水域にあたっています。

公団は「環境保全策の基本方針」の中でダムの全流域(254平方キロメートル)に対する水没域(13平方キロメートル)の面積割合は5%だから、水没しても動植物への影響は軽微だ、と説明していますが、これは計算上のこと、水没すれば、ここに棲息する動植物は100%死滅してしまいます。生態系の頂点に立っているイヌワシ、クマタカは「他の生き物によって生かされている」のですから、生態系の生産者である植物の多様性が生物の棲息と繁殖を促す鍵となります。営巣を保障し、豊富な餌を供給するには、それに見合うだけの広範囲の自然環境を必要とします。最近、低下しているイヌワシ、クマタカの繁殖成功率を高めるために、「森の力」の回復が必須の条件となります。

徳山ダムの損得を計るには、失われる環境の評価こそ考慮しなければなりません。徳山ダム計画にも、時代の変化を見据えての見直しをすべきです。この六月から新しく施行される「環境影響評価」(アセスメント)を導入して、生物多様性の観点に基づいての環境保全対策を急いで立てることです。利水にしても、治水にしても、環境保全を柱とすることが今日の課題であります。

住民訴訟＝三浦真智

(1) 私は岐阜県本巣郡北方町在住の僧侶で、三浦真智と申します。1974年、大学の卒業論文作成のために旧徳山村を訪問して以来、徳山ダム問題に強い関心を持ち続けてきました。今回、被告らが行なってきた徳山ダム建設事業への財務会計行為の違法性について、意見を陳述いたします。

(2) 徳山ダム建設事業が木曾川水系における水資源開発基本計画（以下フルプランという）に組み込まれたのは、1973年のフルプランの変更においてです。このフルプランでは徳山ダム建設事業により「岐阜県及び愛知県等の水道用水及び工業用水を確保するものとする」として、目標年次を1985年と定めていました。

(3) しかし、事業の進捗は大幅に遅れて、1985年度において、フルプランの水源地のうち完成・稼働していたのは岩屋ダムだけでした。1985年度の木曾川水系における都市用水の使用量は、在来水源で日量450万立方メートル、岩屋ダムで日量120万立方メートルでした。そのうち、岩屋ダムでの岐阜県の工業用水分は41.3万立方メートルの水利権量に対して使用実績ゼロでした。岩屋ダムで開発された水量のうち約200万立方メートルが余っていたのです。したがって、1985年度末の時点でフルプランの見直しを行なって、徳山ダムについては計画続行を断念すべきでした。

(4) 1986年度以降フルプランは期限切れになっていたにもかかわらず、国は1988年には長良川河口堰の建設に着工して、徳山ダムについても準備をすすめ、1993年三月になって、ようやくフルプランを改訂して、2000年を目標年次にし、徳山ダムについてはその先に先送りして、先のフルプランの残りの事業のすべてを続行することにしました。

(5) 徳山ダムの建設事業費は、1985年単価で2540億円とされています。利水分の所要経費は受益県が受益に応じて分担する建前で、内訳を1000分比で示すと、岐阜県の工業用水分は111です。ただし、30%以内を通産省が補助するので、岐阜県の正

味の負担分は残余（70%以上）ということになります。

(6) 水道用水と工業用水事業については、地方公営企業として独立採算制であり、県は特別会計を設けるといのが地方財政法の大原則です。そして、これら特別会計に対する一般会計からの繰り入れは、災害または地方公営企業の倒産等の場合を除き、地方財政法第六条において禁止されています。水資源開発公団は、ダム建設に要する費用は財政投融資によって調達し、給水開始の時点において債務を受水県に引き渡すのを建前としていますが、給水開始以前において、金利負担の節減の為に、工業用水については負担額の一部を前払いすることを妨げないともされています。しかし、工業用水道の独立採算制の下では、それはあくまで給水開始後、その給水収益によって債務が解消されることを前提としています。ところが、岐阜県は岩屋ダム完成の時点で膨大な余剰水源を持っており、それ以上の徳山ダムによって開発される用水の販売は不可能であることは明らかでした。

(7) にもかかわらず、徳山ダム建設事業がすすめられ、岐阜県は1976年度以来、工業用水分の負担額の2540億円×0.111＝282億円の30%に相当する84億円余を、1997年度までに、工業用水道特別会計を設置しないまま一般会計から直接に水資源開発公団に支出しています。1998年度には11億円余を支出し、1999年度も引き続き支出することを予算化しています。売れない水の開発負担を県民財産の一般会計から支出するこのような行為は県民として納得できません。

(8) これらのすでに支出した分と支出予定分を給水収入によって補填できる見通しは全くありません。地方財政法第六条に反する違法な支出を行い、岐阜県の一般会計に対して補填不能の欠陥を生ぜしめた責任は、支出を命じた知事と支出を行なった出納長において負うべきです。本件訴訟においては、梶原拓岐阜県知事が就任して以来の34億7348万7千円の賠償請求を岐阜県に代わって被告梶原拓に求めるとともに、提訴時点で1998年度以降の支出差し止めを請求するしだいで

